

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法

規

[1] 基地局を開設しようとする者は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にどのようなことをしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. その旨を報告する。
2. その旨を届け出る。
3. その旨の免許申請をする。
4. その旨を登録する。

[2] 次の文は、電波法に規定する「無線局」の定義であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局とは、無線設備及び の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。」

1. 無線設備の所有者
2. 無線通信を行う者
3. 無線局を運用する者
4. 無線設備の操作を行う者

[3] 次の文は、電波の質に関する電波法の規定であるが、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信設備に使用する電波の 及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」

1. 総合周波数特性
2. 周波数の偏差
3. 変調度
4. 型式

[4] 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか、次のうちから選べ。

1. 携帯する。
2. 無線局に備え付ける。
3. 通信室内に保管する。
4. 通信室内の見やすい箇所に掲げる。

[5] 無線従事者が免許証の訂正を受けなければならないのは、次のどれか。

1. 他の無線従事者の資格を取得したとき。
2. 現住所に変更を生じたとき。
3. 本籍地に変更を生じたとき。
4. 氏名に変更を生じたとき。

[6] 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる電波の周波数の範囲は、次のどれか。

1. 1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまで
2. 4,000キロヘルツを超え25,010キロヘルツ未満
3. 25,010キロヘルツから960メガヘルツまで
4. 960メガヘルツを超え1,215メガヘルツ未満

法

規

〔7〕 無線局を運用する場合において、電波の型式及び周波数は、次のどれに記載されたところによらなければならないか。

1. 免許状
2. 無線検査簿
3. 無線局事項書
4. 無線局免許申請書

〔8〕 無線局の発射する電波の質が総務省令に定めるものに適合していないと認められるとき、その無線局についてとられることがある措置は、次のどれか。

1. 免許を取り消される。
2. 空中線の撤去を命ぜられる。
3. 臨時に電波の発射の停止を命ぜられる。
4. 周波数又は空中線電力の指定を変更される。

〔9〕 免許人が電波法に基づく命令に違反したとき、その無線局について受けることがある処分は、次のどれか。

1. 無線従事者の業務の従事停止
2. 通信の相手方の制限
3. 電波の型式の制限
4. 運用の停止

〔10〕 無線従事者が総務大臣から3か月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合は、次のどれか。

1. 免許証を失ったとき。
2. 電波法に違反したとき。
3. 無線局の運用を休止したとき。
4. その業務に従事することがなくなったとき。

〔11〕 電波法の規定により、免許状を1か月以内に返納しなければならない場合は、次のどれか。

1. 無線局の運用の停止を命ぜられたとき。
2. 免許状を破損し又は汚したとき。
3. 無線局の運用を休止したとき。
4. 無線局の免許がその効力を失ったとき。

〔12〕 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をどのように取り扱わなければならないか、次のうちから選べ。

1. 旧免許状とともに返納する。
2. そのまま継続して使用する。
3. 2年間保存する。
4. 1年間保存する。